

神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県におけるアレルギー疾患にかかる施策について検討し、地域の実情に応じた対策の推進を図るため、神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、アレルギー疾患対策に関する次の事項について検討する。

- (1) 県アレルギー疾患医療拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の推進に関する事
- (2) 「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」に関する事
- (3) アレルギー疾患の専門医療機関の指定(県指定病院)に関する事
- (4) その他アレルギー疾患対策の推進に必要な事

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから健康増進課長が委嘱あるいは任命する。

- (1) 県アレルギー疾患医療拠点病院を代表する者
 - (2) 中心拠点病院を代表する者
 - (3) アレルギー疾患専門医
 - (4) 県内大学病院を代表する者
 - (5) 関係団体を代表する者
 - (6) 研究機関を代表する者
 - (7) 関係行政機関の職員
 - (8) その他必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(開催)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の協議検討事項に関し、必要あるときは構成員以外の者を出席させ、又は他の方法でその意見を聞くことができる。
- 3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康医療局保健医療部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。
- 2 神奈川県アレルギー疾患対策専門家検討会設置要綱は、平成30年9月30日をもって廃止する。